

第II章 史跡飯田古墳群の概要

1 節 史跡指定に至る経緯

飯田市には、前方後円墳をはじめとする520基を超える古墳がかつて存在した。社会情勢や土地利用の変化の中で姿を消したのも多いが、発掘調査の成果により実態が次第に明らかになってきた。

そこで、飯田市教育委員会では、市内に所在する古墳の調査研究と保存活用を目的に、文化庁・長野県教育委員会の指導・助言を受け、「市内主要古墳総合調査研究事業」（平成17・18〈2005・2006〉年度）、「市内主要古墳保存活用事業」（平成22・23〈2010・2011〉年度）を実施した。実施にあたり指導委員会を設置し、指導・助言を得ながら検討を進め、『飯田における古墳の出現と展開』（2007）、『飯田古墳群』（2012）、『飯田古墳群—論考編—』（2013）を刊行した。

それら一連の調査研究で、飯田市を中心に所在する前方後円墳と帆立貝形古墳を「一体性のある古墳群」と捉えることにより、古墳時代中・後期におけるヤマト王権を中心とした政治体制の変革や東国経営のあり方を、さらには中央と地方との画一的ではない関係性を、地方の視座から見て取ることもとの認識に至ったことから、新たに「飯田古墳群」と呼称するとともに、史跡指定に向けた取組に着手した。

これにより、条件の整った11基の前方後円墳と2基の帆立貝形古墳について、平成28（2016）年1月22日に文部科学大臣に史跡指定の意見具申を行い、同年6月17日の文化審議会の答申を経て、同年10月3日に、「史跡飯田古墳群」として指定（官報告示）された。

2 節 指定の状況

1. 指定内容

- (1) 名 称 史跡飯田古墳群
- (2) 史跡等の類型 古墳（史跡の部 一 貝塚、集落跡、古墳、その他この類の遺跡）
- (3) 指定年月日 平成28（2016）年10月3日
（平成28年10月3日付け、文部科学省告示第140号）
- (4) 指 定 基 準 特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準
（昭和26年5月10日文化財保護委員会告示第2号）
- (5) 所 在 地 長野県飯田市 座光寺、上郷飯沼、松尾久井、松尾上溝、松尾水城、桐林
上川路
- (6) 指 定 面 積 30889.44㎡
- (7) 指 定 古 墳 古墳数 13基（前方後円墳11基・帆立貝形古墳2基）

古 墳 名	形 状	地 番	面積（㎡）
高岡第1号古墳	前方後円墳	飯田市座光寺3338番1、3338番4、 3338番5、3454番2	4503.26
飯沼天神塚（雲彩寺）古墳	前方後円墳	同 上郷飯沼3334番1	2419.00

第II章 史跡飯田古墳群の概要

古墳名	形状	地番	面積 (㎡)
御射山獅子塚古墳	前方後円墳	同 松尾久井284番	1927.00
おかん塚古墳	前方後円墳	同 松尾上溝2802番1、2802番2、2802番3、2802番4、2805番、2806番	335.52
姫塚古墳	前方後円墳	同 松尾上溝3366番1、3366番2、3367番2	755.00
上溝天神塚古墳	前方後円墳	同 松尾上溝3383番1、3384番	655.00
水佐代獅子塚古墳	前方後円墳	同 松尾水城3453番2、3453番8、3458番、3459番	521.00
大塚古墳	前方後円墳	同 桐林2023番1、2023番2、2024番、2025番、2027番、2028番、2030番、2031番1、2031番2、2032番2	1380.00
鏡塚古墳	帆立貝形古墳	同 桐林2868番、2886番1、2887番、2888番1、2888番2、2889番、2913番	3282.00
鎧塚古墳	帆立貝形古墳	同 桐林2869番、2870番1、2871番、2875番1、2875番2、2876番、2877番、2891番、2894番、2879番	6395.00
塚原二子塚古墳	前方後円墳	同 桐林3039番、3040番、3043番1、3044番、3045番1、3046番1、3046番2、3047番1、3047番2、3049番1、3049番2、3051番1	6022.00
馬背塚古墳	前方後円墳	同 上川路284番、285番、286番、318番、319番、320番1、320番2	1339.00
御猿堂古墳	前方後円墳	同 上川路876番1、876番2、877番、878番、879番1、879番2、880番、881番1、881番2、882番1、882番2、883番、884番1、954番6、957番7、2058番1	1355.66
合計		83筆	30889.44

(以上、平成28(2016)年10月3日現在)

(8) 指定理由 長野県南部、中央アルプスと伊那山脈及び南アルプスに挟まれた伊那谷と呼ばれる標高400m台の低位または中位の段丘上の南北約10km、東西約2.5kmの範囲に、5世紀後半から6世紀末にかけて継続して築造された古墳群。

古墳群は北から座光寺・上郷・松尾・竜丘・川路という5つのグループ(単位

群) から成る。5世紀後半に突如として古墳の築造が始まり、古墳築造の背景には馬の文化を通じた大和政権との関わりが考えられる。本古墳群は、内陸交通において東西地域を結ぶ交通の結節点に位置しており、独自に周辺地域と交流があったことを示すとともに、大和政権による東国経営とも関わりがあったことを物語る。また、6世紀後葉の前方後円墳の消長及び畿内系横穴式石室受容の背景には、地域の再編成と大和政権の東国経営強化の過程をみることができる。

飯田古墳群は広範囲に及ぶが一体の古墳群として捉えることで、古墳時代中・後期にみられる大和政権による政治支配の状況や東国経営のあり方を知ることができるとともに、大和政権を構成する地域社会の動向を知る上でも重要である。

(平成28年6月17日 文化審議会答申)

(9) 所有関係 飯田市有地 2523.18㎡、民有地 21634.26㎡、社寺所有地 6732.00㎡

(10) 管理団体 名称 長野県飯田市、所在地 長野県飯田市大久保町2534番地

(平成28年12月8日付け、文化庁告示第64号)

2. 史跡飯田古墳群の評価

長野県南部、中央アルプスと伊那山脈及び南アルプスに挟まれた伊那谷を流れる天竜川流域では、標高400m台の低位または中位の段丘上の南北約10km、東西約2.5kmの範囲に、5世紀後半から6世紀末にかけて、多くの古墳が継続して築造された。

これらの古墳については、昭和30年に刊行された『下伊那史』に取り上げられ、昭和50年代以降に緊急発掘調査が増加した。その際、古墳時代における馬の埋葬遺構の発見が相次ぎ、f字形鏡板付轡や剣菱形杏葉といった馬具を伴うことから、馬の文化が深く関わっていたことが知られるようになった。飯田市教育委員会では、これらの古墳の重要性に鑑み、平成16年度から範囲と内容を明らかにする発掘調査を実施し、市域に所在する前方後円墳及び帆立貝形前方後円墳22基を中心に飯田古墳群と総称することとした。

古墳群は北から座光寺・上郷・松尾・竜丘・川路という5つのグループ(単位群)から成る。今回指定するのは、座光寺グループの高岡第1号古墳、上郷グループの飯沼天神塚(雲彩寺)古墳、松尾グループの御射山獅子塚古墳、姫塚古墳、上溝天神塚古墳、おかん塚古墳、水佐代獅子塚古墳、竜丘グループの塚原二子塚古墳、大塚古墳、鏡塚古墳、鎧塚古墳、御猿堂古墳、馬背塚古墳の13基である。

5世紀後半には川路グループ以外の4つのグループで前方後円墳ないしは帆立貝形古墳が突如として築造されることとなった。古墳出現の背景としては、直前の5世紀中葉に馬の埋葬が始まることから、それとの関わりが考えられる。

6世紀初頭になると、横穴式石室が前方後円墳の埋葬施設となる。そのうち座光寺グループでは、朝鮮半島の竪穴系横口式石室の系譜につながる石室が採用された。この系譜を引く石室は、その後も座光寺グループでのみ採用されたのに対し、ほかのグループでは東海地域や北関東地域との関わりが想定される石室が構築されるなど、グループごとの独自性が認められる。

6世紀前葉から中葉には、5つのグループで前方後円墳が築造され、そのうち、座光寺・上郷・竜丘の3つのグループで後円部に比べて前方部が長い前方後円墳が築造され、埴輪の樹立や無袖式横穴式石

室の採用という点でいくつかのグループ間に共通性が認められるようになる。そして、飯田古墳群では最大級である墳長70mの前方後円墳として、座光寺グループの高岡第1号古墳と上郷グループの飯沼天神塚（雲彩寺）古墳が築造された。

6世紀後葉になると、座光寺グループ及び上郷グループで前方後円墳が途絶するのに対し、松尾グループと竜丘グループでは引き続き前方後円墳が築造された。そして、松尾グループのおかん塚古墳及び竜丘グループの馬背塚古墳では巨石を用いた畿内的な大型両袖式横穴式石室が構築された、6世紀末の竜丘グループの馬背塚古墳※をもって、前方後円墳の築造は終焉を迎えた。

このように、飯田古墳群では5世紀後半に突如として多数の前方後円墳の築造が始まる。この時期は列島の広い範囲で古墳の築造に変化が起り、その動きは伊那谷にも波及していたことになる。古墳築造の背景には、馬の文化を通じた大和政権との関わりが考えられる。この時期には太平洋沿岸部よりも畿内地域や東海地域との関わりが強くなる。本古墳群は内陸交通における東西地域を結ぶ交通の結節点に位置しており、周辺地域と独自の交流があったことを示すとともに、大和政権による東国経営とも関わりがあったことを物語る。さらに、6世紀後葉における前方後円墳の消長及び畿内系横穴式石室受容の背景には、地域の再編成と大和政権の東国経営強化の過程をみることができる。そして、全体として、古墳群成立期の5世紀後半には5つのグループそれぞれに多様な特徴をもっていたが、6世紀後葉には2つのグループで畿内地域からの影響が認められるという展開をみせている。

飯田古墳群は広範囲に及ぶが一体の古墳群として捉えることで、古墳時代中・後期にみられる大和政権による政治支配や東国経営の在り方を知ることができるとともに、大和政権を構成する地域社会の動向を知ることができるという点でも重要である。よって史跡に指定し、保護を図ろうとするものである。

（文化庁文化財部監修「新指定の文化財 飯田古墳群」『月刊文化財』No.636、2016年を全文掲載）

※ 馬背塚古墳は、後円部に無袖式横穴式石室、前方部に畿内系両袖式横穴式石室を有する。

3節 史跡指定地の現状

1. 史跡指定地の範囲

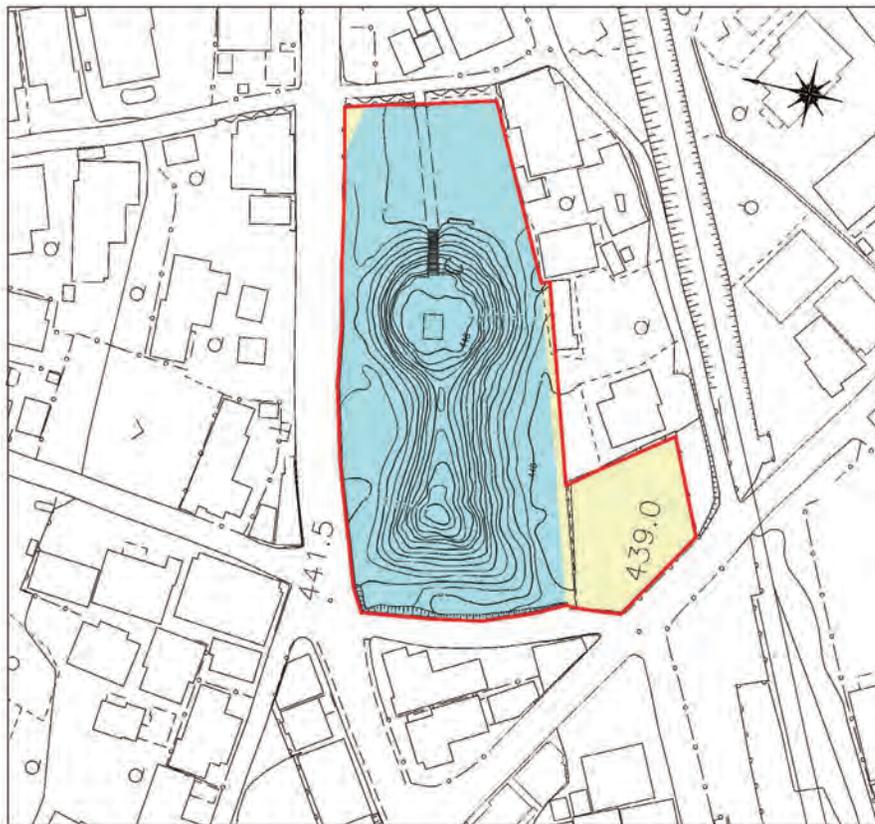
史跡の指定範囲は古墳ごとに定められている。基本的に地上に現存する墳丘部を中心とするが、発掘調査等で把握された周溝部分を含むものもある。各古墳の史跡指定範囲は図2～7のとおりである。

2. 史跡指定地の現状、土地所有区分

史跡飯田古墳群の指定地（総面積30889.44㎡、83筆）における所有区分の割合は、民有地が最も多く70%（21634.26㎡、69筆）を占め、次いで社寺所有地が22%（6732.00㎡、3筆）、飯田市有地（以下、「市有地」という）は約8%（2523.18㎡、11筆）である。

民有地は、個人所有の墓地や氏神等信仰関連、農地（果樹園等）としての利用が主体である。これに、社寺所有地を含めると、境内地や墓地としての利用が比較的多い。市有地は、地目としては主に山林・原野・雑種地であるが、一部に公衆用道路（認定外道路）がある（図2～7）。

以上のように、史跡飯田古墳群は複数の所有者により分有されているため、飯田市は史跡の管理団体として、関係者と連携を図りながら史跡全体の保存管理を担っている。



高岡第1号古墳



飯沼天神塚（雲彩寺）古墳

※本図は、実際の土地の権利関係を示すものではない。

- 史跡指定範囲
- 市有地
- 民有地
- 社寺所有地

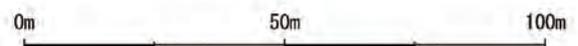
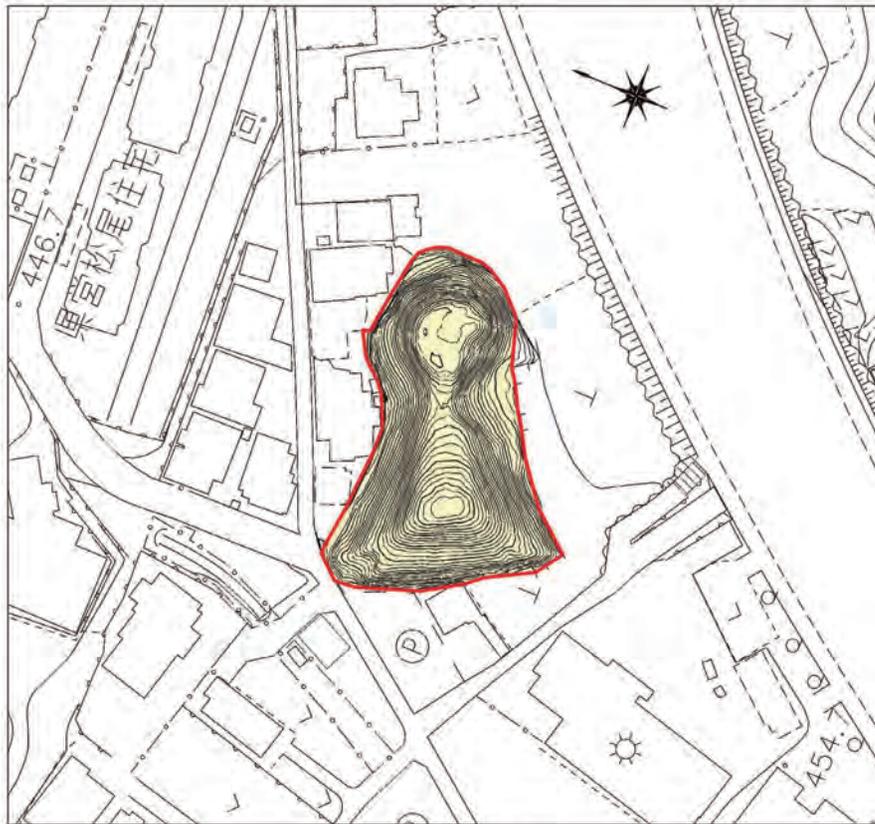
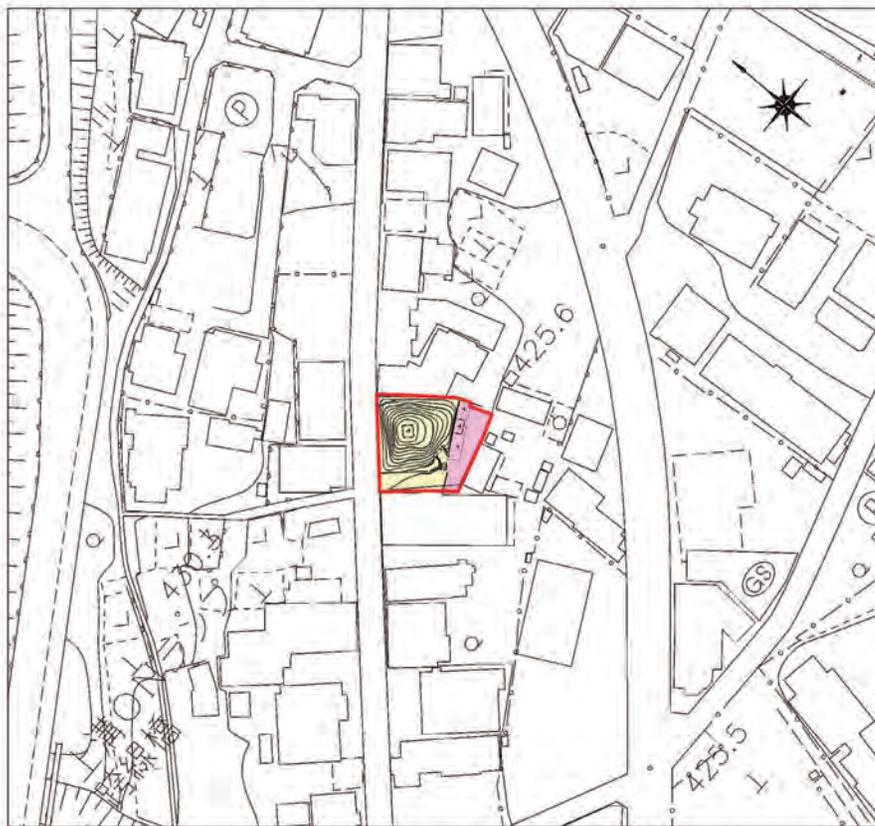


図2 史跡指定範囲及び土地所有区分図（1）



御射山獅子塚古墳

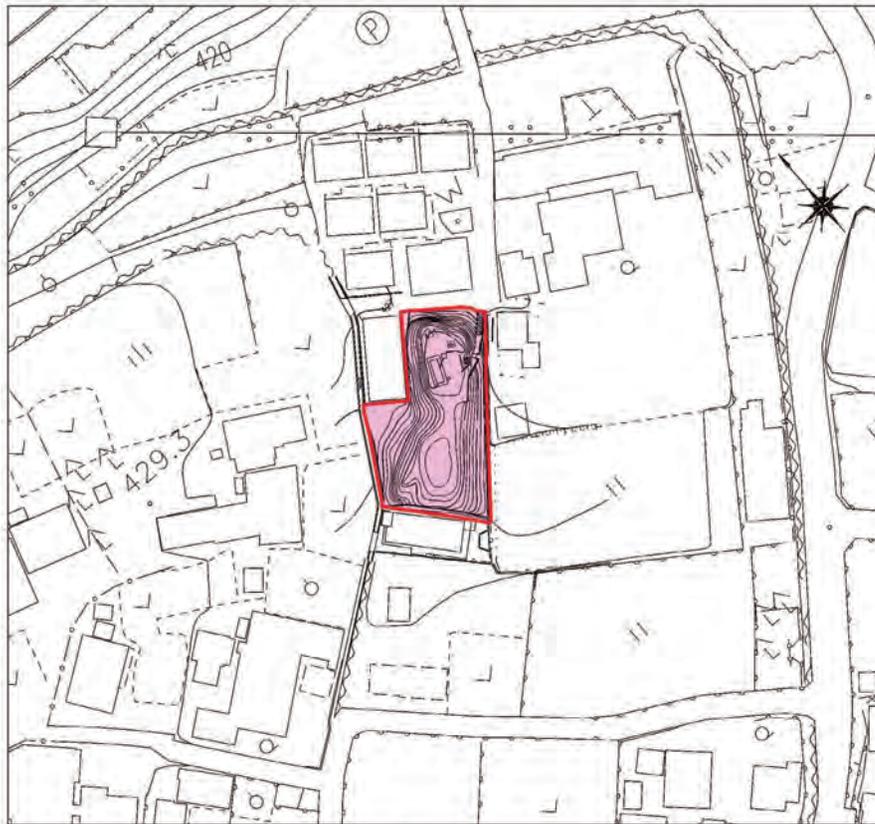


おかん塚古墳

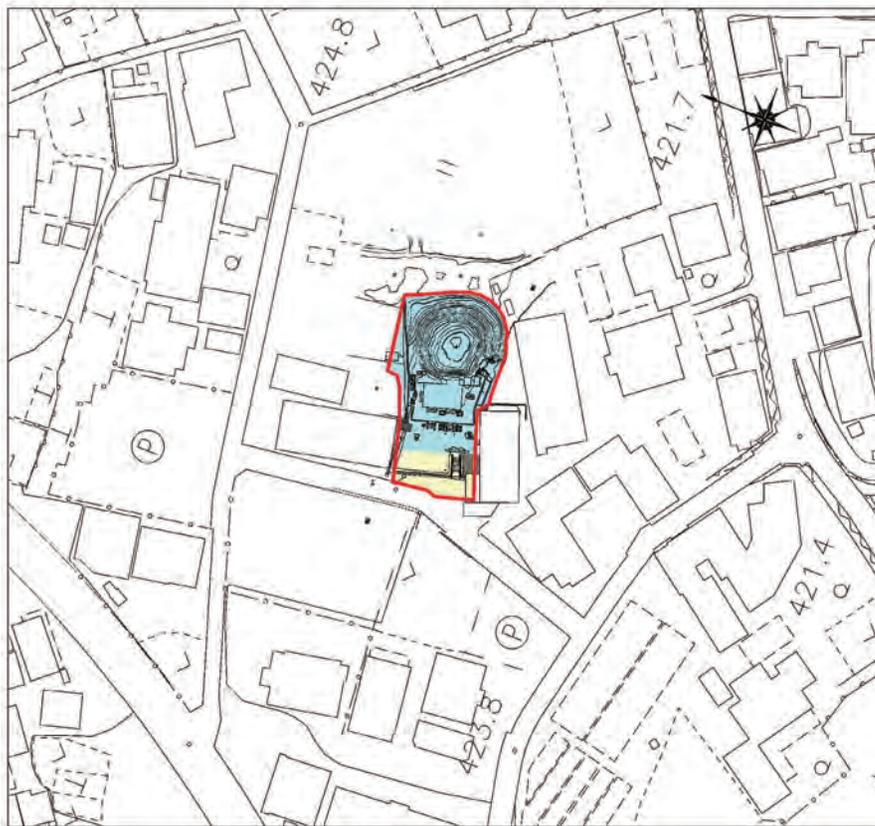
※本図は、実際の土地の権利関係を示すものではない。



図3 史跡指定範囲及び土地所有区分図(2)



姫塚古墳



上溝天神塚古墳

- 史跡指定範囲
- 市有地
- 民有地
- 社寺所有地

※本図は、実際の土地の権利関係を示すものではない。

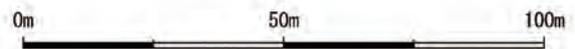


図4 史跡指定範囲及び土地所有区分図(3)



水佐代獅子塚古墳



大塚古墳

- 史跡指定範囲
- 市史跡指定範囲
- 市有地
- 民有地
- 社寺所有地

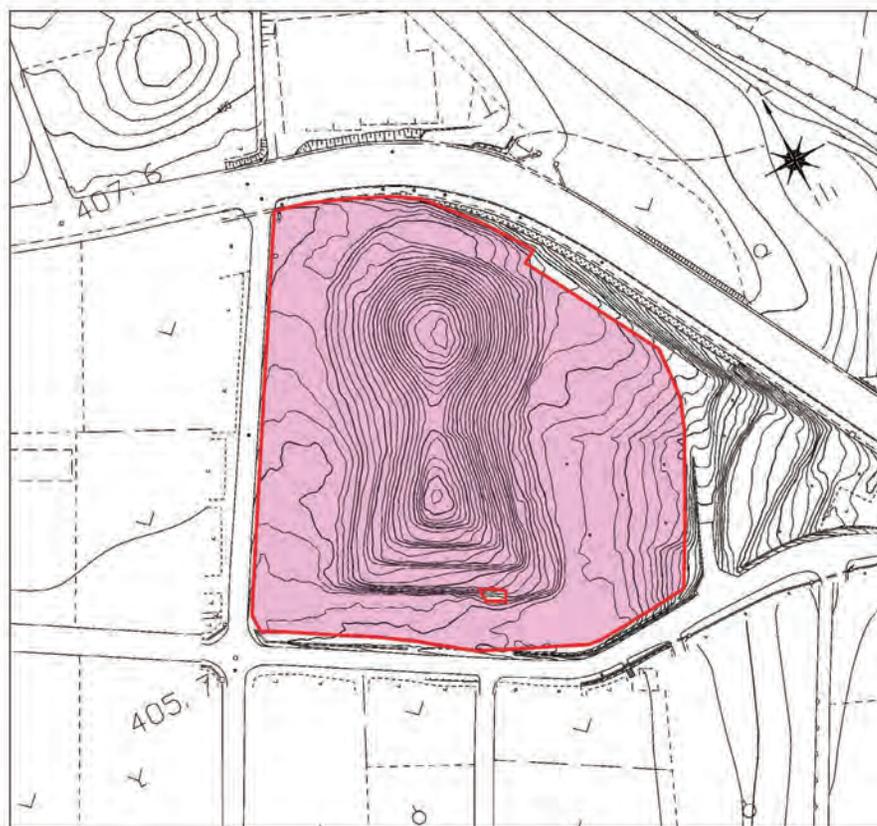
※本図は、実際の土地の権利関係を示すものではない。



図5 史跡指定範囲及び土地所有区分図（4）



鏡塚古墳(上)・鎧塚古墳(下)



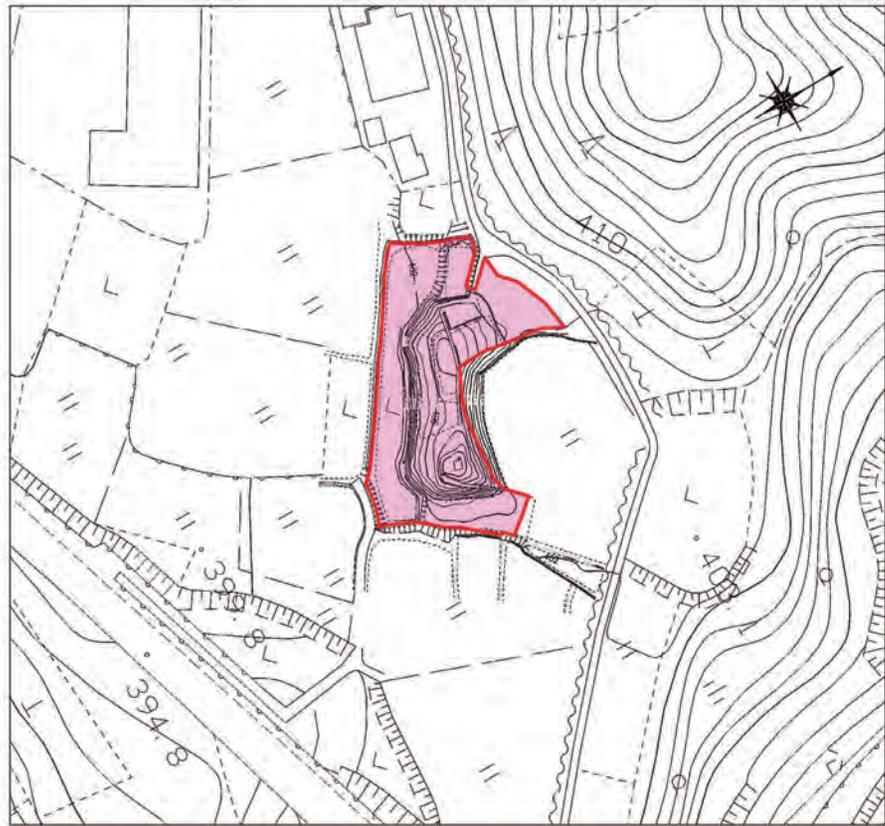
塚原二子塚古墳

- 史跡指定範囲
- 市有地
- 民有地
- 社寺所有地

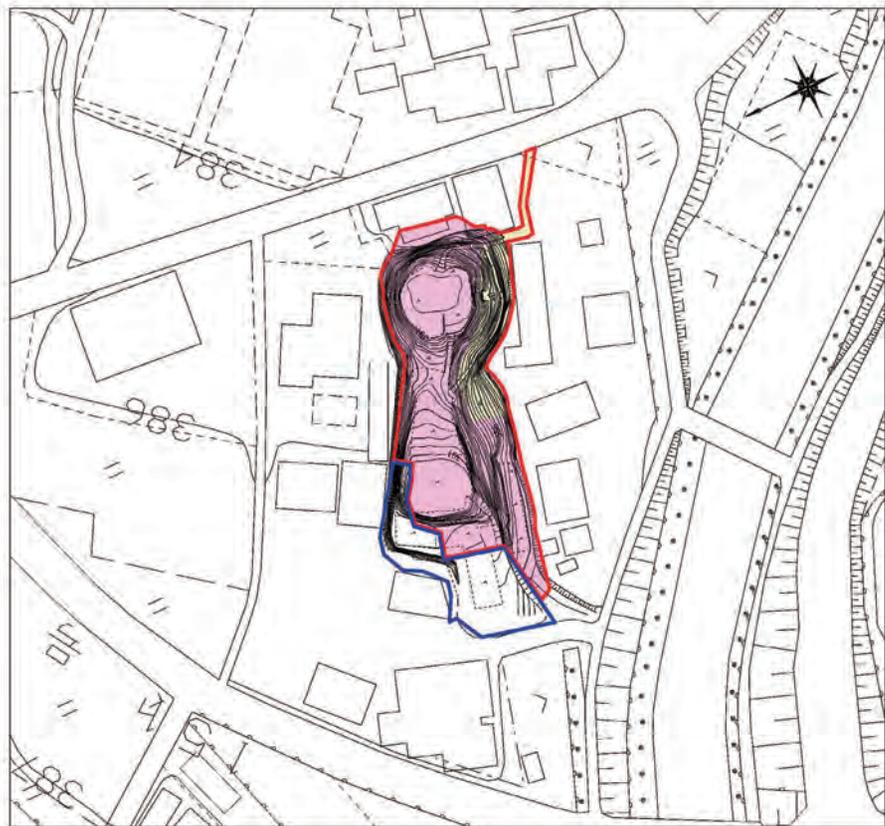
※本図は、実際の土地の権利関係を示すものではない。



図6 史跡指定範囲及び土地所有区分図(5)



馬背塚古墳



御猿堂古墳

- 史跡指定範囲
- 県史跡指定範囲
- 市有地
- 民有地
- 社寺所有地

※本図は、実際の土地の権利関係を示すものではない。



図7 史跡指定範囲及び土地所有区分図(6)

3. 史跡指定地に係る関連法令等

史跡飯田古墳群の史跡指定地に係る主な法令等について一覧で整理する（表1）。

なお、土地利用については、市条例のほか、飯田市自治基本条例に基づく地域自治組織が、地区ごとに地域土地利用方針・地域景観計画等を策定している。

表1 関連法令等一覧

種 類	法令・方針・計画	主な対象
文化財関係	文化財保護法—文化財保護法施行令	史跡・埋蔵文化財包蔵地
	長野県文化財保護条例—文化財保護条例施行規則	県史跡（御猿堂古墳）
	飯田市文化財保護条例—飯田市文化財保護条例施行規則	市史跡・市天然記念物（水佐代獅子塚古墳）
土地利用関係	都市計画法 飯田市土地利用基本条例—飯田市土地利用基本方針	都市計画区域（史跡全域） （図8・9参照）
	景観法 飯田市景観条例—飯田市景観計画・飯田市緑の基本計画	景観区域（史跡全域）
	農地法 農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域（鏡塚古墳・鎧塚古墳・塚原二子塚古墳）
	市民農園整備促進法 市民農園の整備に関する基本方針	市民農園区域（鏡塚古墳・鎧塚古墳・塚原二子塚古墳）
	墓地・埋葬等に関する法律	墓地（飯沼天神塚〈雲彩寺〉古墳・おかん塚古墳・大塚古墳・御猿堂古墳・馬背塚古墳）
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）	土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域【急傾斜地】（御猿堂古墳）
	河川法	
	道路法	
	屋外広告物法—飯田市屋外広告物条例	
	飯田市公共物管理条例	
地区の方針・計画	飯田市リニア中央新幹線開通を見据えた計画に基づく土地利用及び地域づくりの推進に資するための届出等に関する条例	座光寺・上郷地区
	地域土地利用方針	座光寺・上郷・松尾・竜丘地区
	地域景観計画	座光寺・上郷・松尾・竜丘地区
	地域緑の計画	松尾地区

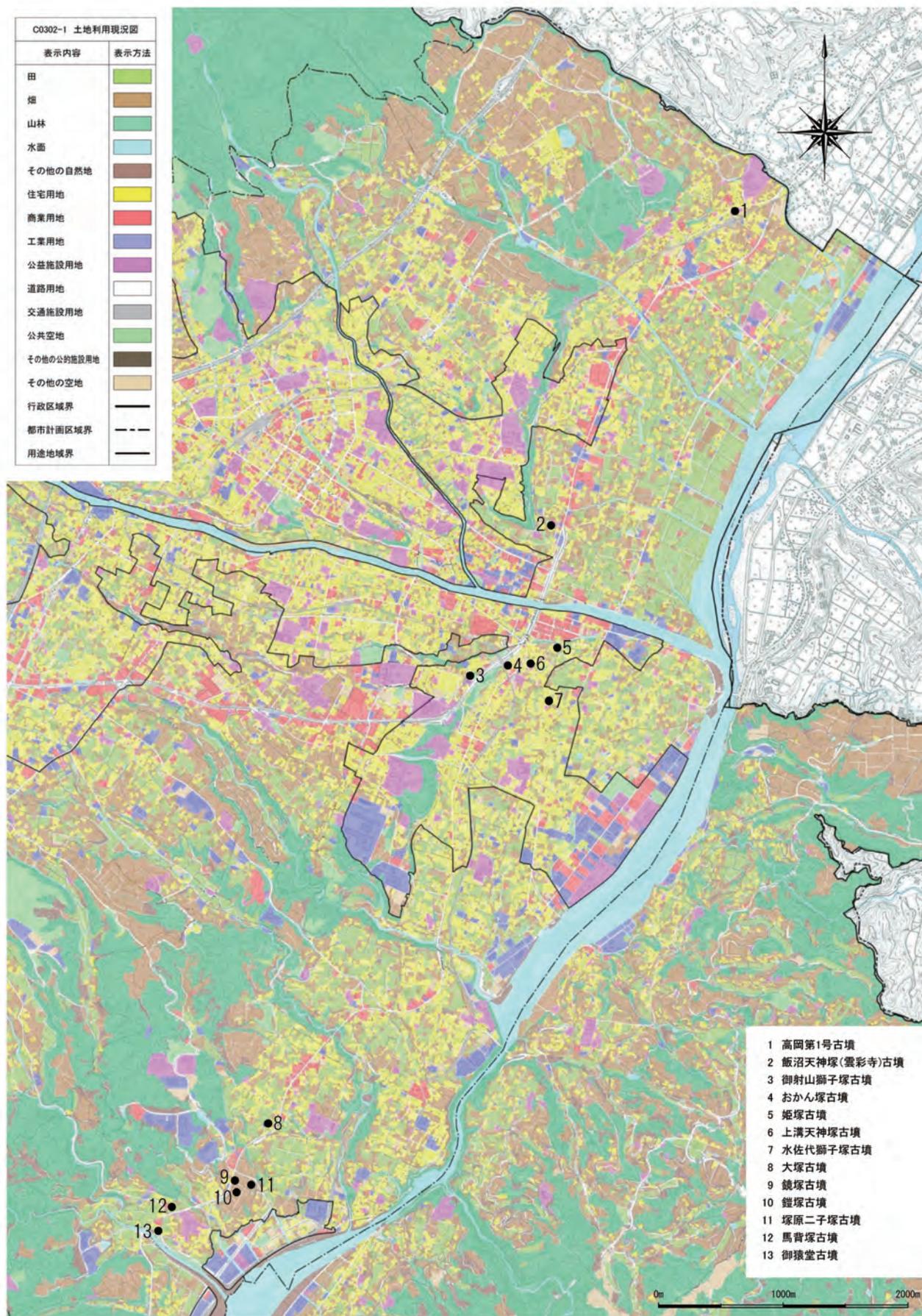


図8 飯田市土地利用現況図（一部）

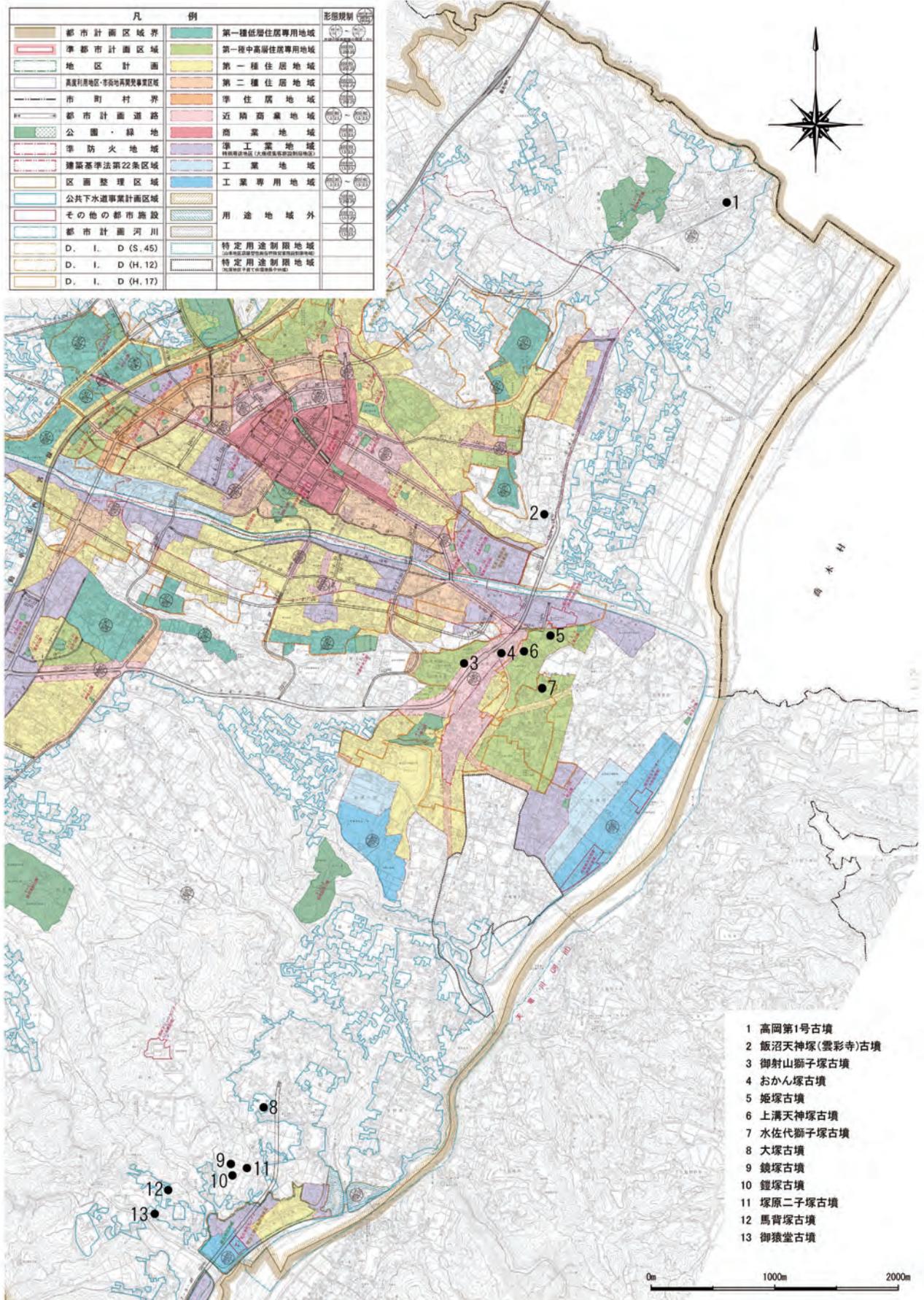


図9 飯田市都市計画図（一部）